

報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月15日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年(2026年)6月9日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

有害鳥獣捕獲事業上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和8年3月8日 午前9時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市上大島2420番地先

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■

4 事故の概要

相手方が飼い犬を散歩している際に、有害鳥獣捕獲のために市が委託し猟友会筑波支部が設置したくくり罠に飼い犬が掛かり、前脚部及び口腔部を負傷したも

の

5 損害賠償額

金2,075円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金2,075円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。